

○社会福祉法人登米市社会福祉協議会
会員・会費規程

平成17年4月1日制定

平成30年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款施行細則第14条第2項に基づき、会員及び会費に関することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本会に入会しようとする者は、所定の**入会申込書（様式第1号）**に必要事項を記入し、会長に提出するものとする。

2 会長は、入会を承認したときは、**会員台帳（様式第2号）**に登録するものとする。

(会員及び対象区分)

第3条 会員及び対象は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 世帯
- (2) 賛助会員 個人
- (3) 特別会員 個人、法人企業及び団体

(会員証の交付)

第4条 会長は、会員に対し所定の**会員章（様式第3号）**を交付するものとする。

(会員の権利)

第5条 会員は、本会の事業に参画し、次に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 毎年度の予算・決算、事業の報告を受ける
- (2) 本会の発行する機関紙、パンフレット、チラシ等の配布を受ける
- (3) 本会の所有する諸資料の利用
- (4) 本会の実施する大会、講習会、研修会等への参加
- (5) 本会の提供するサービスの利用

(会費)

第6条 会費は年額とし、次のとおり区分するものとする。

- (1) 一般会費 1, 200円
- (2) 賛助会費 3, 000円
- (3) 特別会費 1口 5, 000円

(会費の納入)

第7条 会費は年1回、全額を7月末日までに納入するものとする。

2 会長は、会費を納入した会員に対し、所定の領収書(様式第4号)を交付するものとする。

3 納付した会費は、過誤納入のほかは返還しないものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。